

## 環境ガイドライン担当審査役年次活動報告書(2022 年度)

### 1. はじめに

#### (1) 異議申立手続<sup>1</sup>の概要

異議申立手続の目的は、①株式会社国際協力銀行(以下「国際協力銀行」という。)による環境社会配慮のためのガイドライン<sup>2</sup>(以下「環境社会配慮ガイドライン」という。)及び原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針<sup>3</sup>(以下「指針」という。)の遵守を確保するため、環境社会配慮ガイドライン及び指針の遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を経営会議に報告すること、並びに②環境社会配慮ガイドライン及び指針の不遵守を理由として生じた国際協力銀行の出融資案件に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、迅速な解決のため、当事者間の合意に基づき当事者間の対話を促進することにあります。

具体的には、現地の住民から、環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン及び原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針に基づく異議申立手続要綱(以下「異議申立手続要綱」という。)に基づき、「環境社会配慮ガイドラインが遵守されておらず、現地で被害が生じている」等の申立があった場合、環境ガイドライン担当審査役(以下「審査役」という。)が独立・中立的な立場から調査を行い、その結果を経営会議に報告します。さらに、当事者間の対話を促す等の活動により、現地での問題の解決に向けて貢献します。

国際協力銀行の異議申立手続制度は、経済協力開発機構(OECD)の場で示された国際的な環境配慮ガイドライン「コモンアプローチ」に先行して、2003年10月より導入したものです。

国際協力銀行は、2003年10月に施行した異議申立手続要綱(旧異議申立手続要綱)及びそれを改定した株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行の同要綱を継承し、2012年7月に異議申立手続要綱を制定しました。その後、2015年1月の環境社会配慮ガイド

---

<sup>1</sup> 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン及び原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針に基づく異議申立手続要綱」

<https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/disagree/image/procedure02.pdf>

<sup>2</sup> 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」

[https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/image/Environmenttal\\_Guidelines\\_2022.pdf](https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/image/Environmenttal_Guidelines_2022.pdf)

<sup>3</sup> 「原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針」

<https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/image/consultation02.pdf>

ライン改訂等を踏まえ、同要綱を同月に改訂しました。また、2017年6月の国際協力銀行の体制変更に伴い、同要綱の必要部分につき同月に一部改訂、2017年12月の指針策定に伴い同月に一部改訂、さらには2022年5月の環境社会配慮ガイドライン改訂等を踏まえ、同月に一部改訂を行っております。

## (2) 年次活動報告書について

この年次活動報告書は、異議申立手続要綱において定められたとおり、毎年度の審査役の活動状況を公表するものです。

## 2. 新環境ガイドライン担当審査役の就任について

2022年度については、2022年9月までは、豊永晋輔氏(弁護士・ニューヨーク州弁護士(弁護士法人ゆたか))及び星野一昭氏(国際自然保護連合(IUCN)理事、元鹿児島大学特任教授)の2名が審査役に就任していましたが、同年10月より以下の2名が新たに審査役に就任しました(五十音順)。

### 奥 真美(おく まみ)

東京都立大学都市環境学部教授。専門は環境法、行政法。

1991年、横浜国立大学経済学部卒業、1993年、同大学院国際経済法学研究科修了(国際経済修士)。同年-1998年、財団法人東京市政調査会研究員、1998年-1999年、長崎大学環境科学部講師、1999年-2006年、同大学同学部助教授を歴任後、2006年-2020年、首都大学東京・都市教養学部教授。2020年より大学改名・改組に伴い現職。このほか、2001年-2002年、英国・ロンドン大学インペリアル・カレッジ環境政策マネジメントグループ客員研究員、2005年-2009年、参議院環境委員会調査室客員研究員などを兼務。

### 佐瀬 裕史(させ ひろし)

学習院大学法学部教授。専門は民事手続法、紛争解決手続。

2004年、東京大学法学部卒業後、同年、同大学大学院法学政治学研究科助手。2007年、学習院大学法学部専任講師、2009年、同大学同学部准教授、2013年-2014年、米国・カリフォルニア大学ヘイスティング法科大学院客員研究員、2016年、カナダ・トロント大学法学修士課程(LLM)修了、2016年より現職。

## 3. 2022年度活動報告

### (1) 異議申立および調査結果等報告書の作成・公表

#### (イ) 異議申立

2022 年度(2022 年 4 月～2023 年 3 月)の異議申立はありませんでした。

#### (ロ) 異議申立案件に関する調査結果等報告書の作成・公表

2017 年度に異議申立を受理したインドネシア共和国・西ジャワ州チレボン石炭火力発電所 Unit 2 の案件については、インドネシア国内での関連裁判手続が継続していたため、手続を暫定的に停止していましたが、かかる停止事由が消滅したと判断したことから、2022 年 7 月 5 日に手続再開を決定し、当該案件に関する調査結果等を報告書としてとりまとめ、2022 年 9 月 5 日に経営会議に対してその内容を報告しました。当該報告書については、個人情報・法人情報、その他の法に基づき不開示とすべき事項の有無について確認した上で、国際協力銀行のホームページに公開しました<sup>4</sup>。また、報告書に対して申立人から意見書が提出されたことから、これを投融資担当部署に移送するとともに、申立人には回答を送付しました。

#### (2) 広報活動

国際協力銀行のホームページ(和文、英文)において、異議申立手続について説明し、審査役のプロフィール等を掲載しています。また、異議申立手続要綱(和文、英文)についてはホームページに掲載し、制度の周知に努めています。

#### (3) 国際金融機関の異議申立制度等との協議

世界銀行等の国際金融機関においては、異議申立手続及びそれに従った審査組織が 30 年以上前から段階的に導入されており、その名称は機関によって様々ですが、最近では一般に独立アカウンタビリティ・メカニズム(IAM)と呼ばれるようになってきています。

近年では、国際金融機関や二国間機関等の IAM 同士はいわゆる IAM ネットワークを形成し、2004 年から情報共有及び意見交換を行うための場として、IAM 年次会合を開催しています。その第 19 回会合が 2022 年 10 月 24 日から 27 日に米国ニューヨークにて、国連開発計画(UNDP)/Social and Environment Compliance Unit(SECU)主催で開催され、国際協力銀行からも審査役及び事務局がオンラインで参加しました<sup>5</sup>。

<sup>4</sup> 「インドネシア共和国西ジャワ州チレボン石炭火力発電所 Unit 2 プロジェクトに対する異議申立に関する調査結果等報告書」

<https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/disagree/image/1701report.pdf>

<sup>5</sup> 第 19 回会合参加機関(JBIC 及びオブザーバー参加を除く):世界銀行アカウンタビリティ・メカニズム、インスペクションパネル、IFC コンプライアンス・アドバイザー・オンブズマン、EBRD インデペンデント・プロジェクト・アカウンタビリティ・メカニズム、ADB コンプライアンス・レビュー・パネル、オフィス・オブ・ザ・スペシャル・プロジェクト・ファシリテーター、IDB インデペンデント・コンサルテーション・アンド・インヴェスティゲーション・メカニズム、AfDB インデペンデント・リコース・メカニズム、UNDP ソーシャル・アンド・

会議においては、各 IAM からの活動報告及びテーマ毎のセッションが行われました。各 IAM の活動報告では、それぞれの異議申立件数・取扱案件の特徴・アウトリーチ活動等について報告が行われました。またテーマ毎のセッションでは、異議申立プロセスの改善、報復リスクへの対応等のテーマが議論されました。

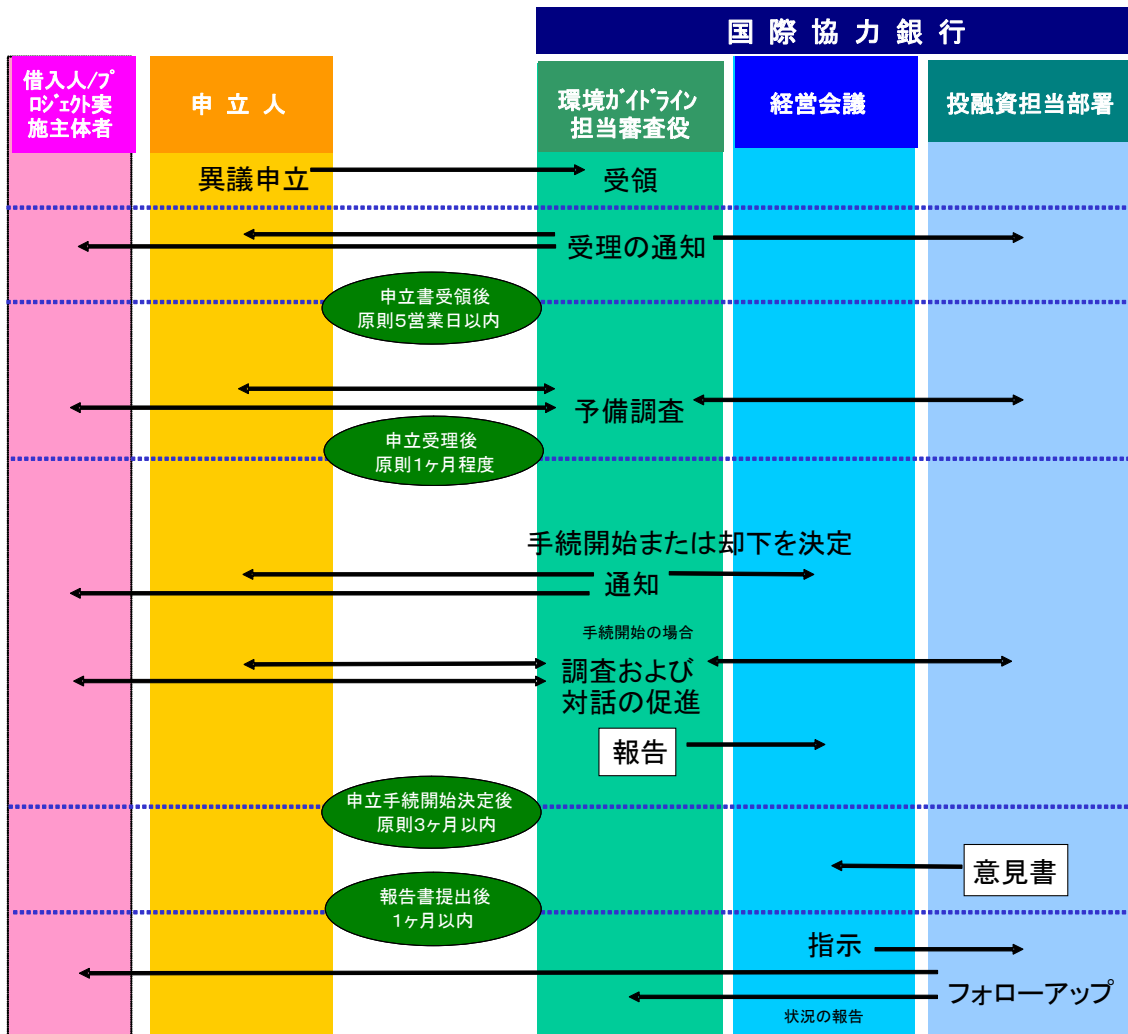
審査役は、こうした活動を通じて、異議申立手続の公正・適正な運用、実務上の留意点等に関する情報共有及び意見交換を積極的に進めています。

---

エンバイロメンタル・コンプライアンス・ユニット、ステークホルダー・レスポンス・メカニズム、GCF インデペンデント・リドレス・メカニズム、AIIB プロジェクト・アフェクテッド・ピープルズ・メカニズム、NIB インテグリティ・アンド・コンプライアンス・オフィス、CDB オフィス・オブ・インテグリティ・コンプライアンス・アンド・アカウンタビリティ、EIB コンプレインツ・メカニズム、DEG/FMO/Proparco インデペンデント・コンプレインツ・メカニズム、AFD エンバイロメンタル・アンド・ソーシャル・グリーバンス・メカニズム、BSTDB インターナル・オーディット・デパートメント、ICI インディペンデント・コンプレインツ・メカニズム、KfW セントラル・コンプレインツ・オフィス、NEXI 環境ガイドライン審査役、JICA 異議申立審査役

## 参考:異議申立の手續

### (1)手續の流れ



### (2)異議申立書の提出方法

(提出様式) 書面による提出

(郵便宛先) 〒100-8144 東京都千代田区大手町 1-4-1

株式会社国際協力銀行  
環境ガイドライン担当審査役

(ファックス番号) 03-5218-3946

(ホームページ) <https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/disagree/procedure.html>

申立書例

年 月 日

株式会社国際協力銀行  
環境ガイドライン担当審査役 行

(a) 申立人氏名：

(b) 申立人の連絡先：

住所：

TEL：

FAX：

E-mail：

【代理人がいる場合は以下を記入】

(代理人氏名)

(代理人連絡先)

住所：

TEL：

FAX：

E-mail：

プロジェクト実施主体への匿名を希望しますか (いずれかに○をする)

はい ・ いいえ

(c) 異議を申し立てる対象の案件

- ・ 国名
- ・ プロジェクトサイト
- ・ プロジェクトの概要

(d) 申立人に対して生じた具体的被害または将来発生する相当程度の蓋然性がある被害

(e) 当該案件と被害との因果関係

(f) 申立人が期待する解決策

(g) プロジェクト実施主体との協議の事実

(h) 当行投融資担当部署との協議の事実

(i) 代理人を介して申立を行う場合には、代理人を介して申立を行う必要性を記載し、申立人が代理人に対し授権していることの証憑を添付する。

上記に加え、申立書には以下の情報を記載することが望ましい。

(j) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実

(k) ガイドライン不遵守と被害との因果関係

申立人は、本申立書に記載されている事項が全て真実であり、虚偽のない事を約束します。

以 上